

# 東北東京間連系線に係る 広域系統整備計画について

2019年 8月 5日  
広域系統整備委員会事務局

## ■ これまでの経緯

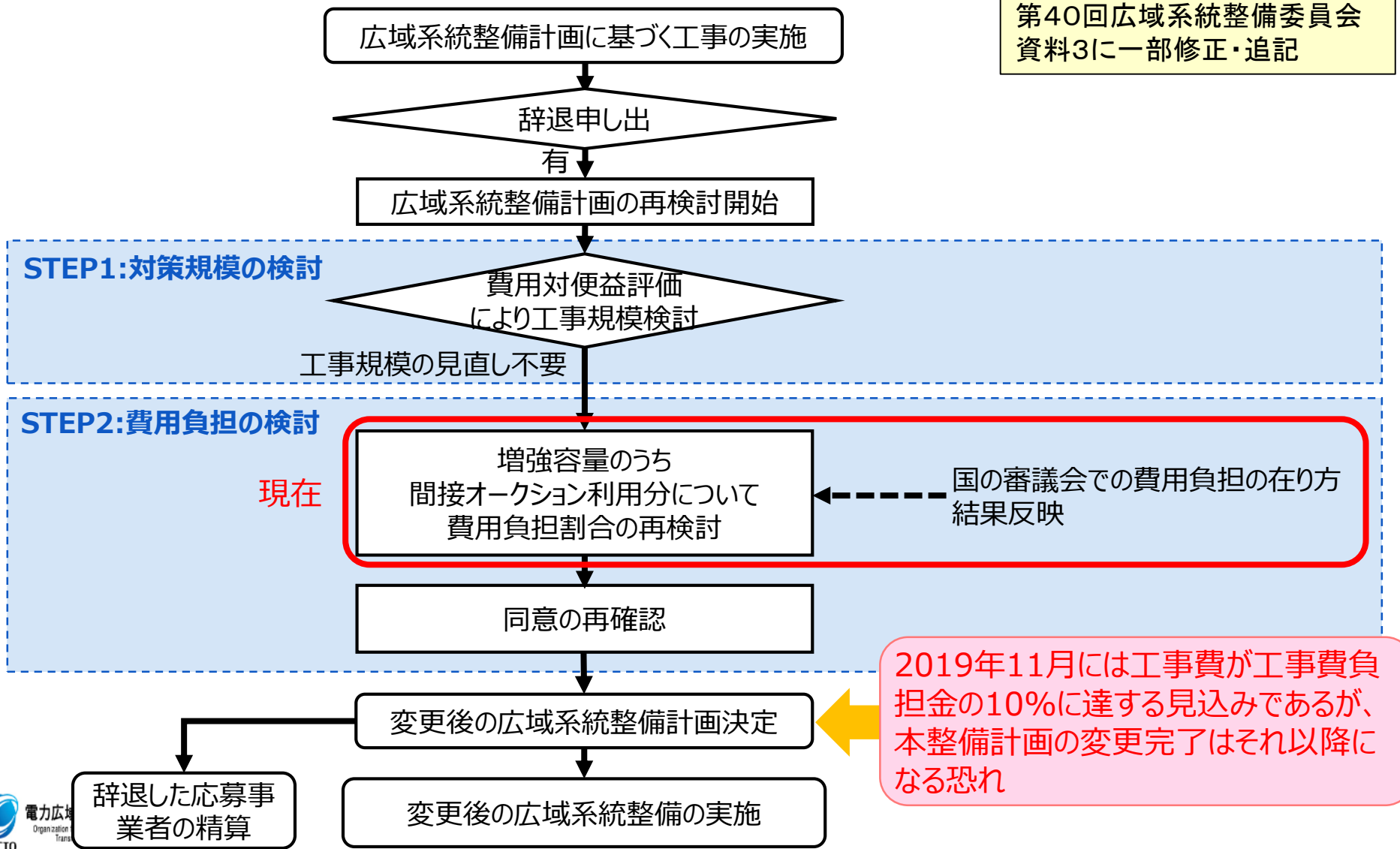
- 応募事業者の辞退に伴い、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（以下、本整備計画という）の再検討が必要となったが、工事を中断した場合、工事遅延等の影響が想定されることから、**当面は、工事費負担金の10%に相当する額の範囲内で工事を進める**※1こととした。  
※1 工事は順調に進んでおり、2019年11月には工事費が工事費負担金の10%に達する見込み
- また、費用対便益評価の結果から、**現行規模のまま増強工事を継続**することとした。
- 本整備計画の変更にあたっては、国で整理される費用負担の在り方との整合を図りつつ、費用負担割合を見直すこととした。

## ■ 今回ご議論頂きたい事項

- 本整備計画の変更完了までの工事の進め方について  
⇒ **工事費が工事費負担金の10%を超える場合の工事の進め方はどうするか。**  
**（論点1）**
- 辞退事業者の負担額について  
⇒ 辞退事業者は、**本整備計画の変更までに生じた実費**（工事費負担金10%超過分を含む）**まで負担させるべきか。**※2（論点2）  
※2 辞退事業者は、「工事費負担金の10%」と「本整備計画の変更までに生じた実費」のうち、何れか大きい方を負担することとなっている（第17回 広域系統整備委員会）。  
なお、「工事費負担金の10%」は、工事着手前に支払われたもの。

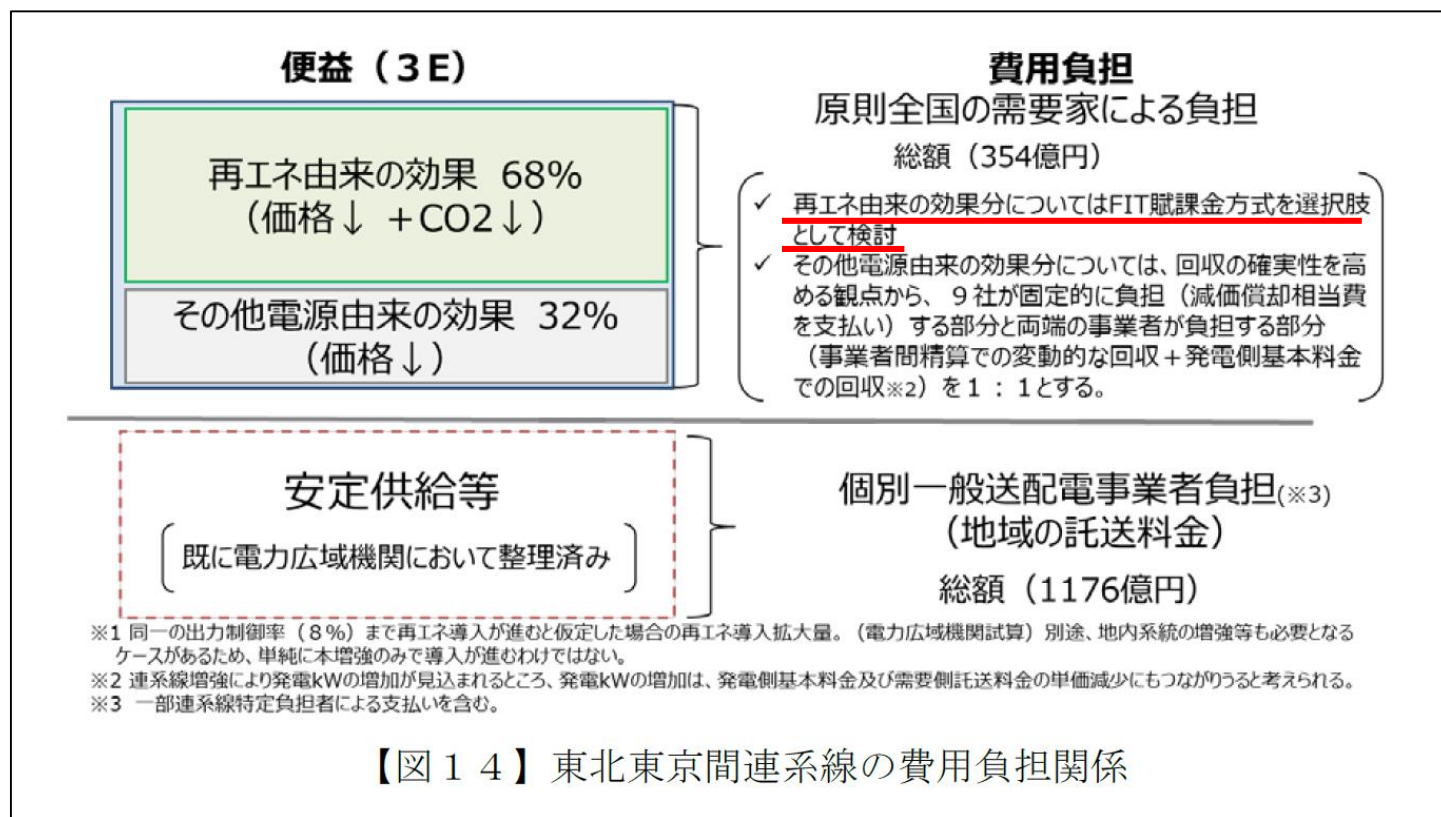
■ 見直し後の業務フローにおいて、現在は赤枠（費用負担割合の再検討）の段階。

第40回広域系統整備委員会  
資料3に一部修正・追記



- 脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会において、再エネ由来の効果分については、FIT賦課金方式を選択肢として検討することとなった。
- 本整備計画においては上記検討と整合を図り、費用負担割合を検討する予定。

## 第6回 脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会 資料1



【図14】東北東京間連系線の費用負担関係

## （論点1）

本整備計画の変更完了までの工事の進め方について

⇒ **工事費が工事費負担金の10%を超える場合の工事の進め方はどうするか。**

※ 工事は順調に進んでおり、2019年11月には工事費が工事費負担金の10%に達する見込み。



■ **以下の理由から、工事費負担金の10%に相当する額の範囲内ではなく、当面は受領済の工事費負担金の範囲で工事を進めてはどうか。**

- 費用対便益評価の結果から、増強工事は現行規模で継続することとなった。（第40回 広域系統整備委員会）
- 一方で、応募を継続している2事業者からは、残りの工事費負担金（工事費負担金の90%）が支払われているものの、費用負担割合の一部※については、国で整理される費用負担の在り方と整合を図りつつ見直すこととしている。（第40回 広域系統整備委員会）
  - ※特定負担電源の辞退により増加する間接オークション利用分（元々の空容量を含む）の費用負担割合
- 既に現行規模での工事継続としているものの、こうした費用負担の在り方に係る検討状況も踏まえ、当面は受領済の工事費負担金（94億円）の範囲で工事を進めることとする。なお、万一、増強工事が中止となる場合は、支払い済の負担金を含め、工事に要した費用の負担について、改めて整理するものとする。

## 2-2. ①工事の中断要否判断の方向性

18

- 工事中断の判断は、現行の地域間連系線の増強判断方法である費用対便益評価を行い、便益が見込まれる場合は、工事中断はしないこととしてはどうか。
- 工事規模についても、費用対便益評価を行い、その結果により、見直しの必要性等について判断することとしてはどうか。
- なお、再検討期間中に工事を中断とすることによる工事遅延等の影響を避けるため、当面、例外措置において応募事業者が支払済の負担金（工事費負担金の10%に相当する額）の範囲内で工事を進めていくこととしてはどうか。
- 上記金額を超える工事費の発生が予想される時期までに、再検討後の本計画策定プロセスが決定しない可能性も考慮し、その場合の取扱いについても、広域系統整備委員会で整理しておく。

### （論点2）

現在、辞退事業者は、「工事費負担金の10%」と「本整備計画の変更までに生じた実費」のうち何れか大きい方を負担することとされているが※1、辞退事業者に、**本整備計画の変更までに生じた実費（工事費負担金10%超過分を含む）まで負担させるべきか。**

- 現在の取扱いは、託送供給等約款と同様、応募事業者の辞退に伴い、工事の中止や規模縮小が必要になり、不要な実施済み工事が生じた場合に、工事費負担金の10%に限らず、辞退事業者が実費を負担することを目的に定めたもの。

<具体例>

- 応募事業者全員が辞退し、整備計画が中止となる場合
- 応募事業者の辞退により、工事規模が縮小され、実施済みでありながらも不要な工事が生じた場合

- 本計画においては、工事の中止や規模縮小などはなく、当初の規模で工事を継続することとなっていることから、辞退事業者に工事費負担金の10%を超える負担を追加で求める必要性はない。
- このため、**辞退事業者の負担額は工事費負担金の10%※2とする。**

※1 第17回 広域系統整備委員会

※2 工事着手前に支払われたもの

託送供給等約款（東北電力株式会社、2018年10月1日実施）

71 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。



## 2. 応募を辞退した場合の取り扱い

### (3) 例外措置における負担

10

- 2年間の例外措置においては、辞退時の精算を確実に行う観点から、後述の「分割払い協議の条件」手続きを経た後、全ての応募事業者は工事費負担金の10%※1を工事着手までに支払うこととする。

※1 特定負担試算値(382億円程度)×10%=38億円程度

- これは、着手後2年間の広域系統整備全体の概算工事費は20億円程度(東北電力の実施案による)から、原状回復等に係わる費用等を勘案し、同程度である。
- 10%という水準は、以下の事例と比較しても、電源建設の意思を一定程度以上有している事業者であることが確認でき、かつ、一般的な解約時の取り扱いと同程度である。
  - ✓ 公共工事標準請負契約約款(中央建設業審議会、平成22年7月26日改正)第47条第2項の規定における[注]において、違約金が10%と例示されていること。
  - ✓ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関して示されているガイドライン(契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー)(内閣府、平成27年12月18日施行)では、違約金を10~20%と例示していること。
  - ✓ 不動産売買における手付金は、5~10%程度であること。
  - ✓ 当機関が実施する電源接続案件募集プロセスでは、入札保証金として、入札負担金単価[円/kW]×最大受電電力[kW]×5%を用いていること。

- なお、例外措置により着手後2年間に辞退する場合は、この「工事着手前に支払われた工事費負担金の10%」と、次頁に示す「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」(詳細は12頁参照。)を比して、いずれか大きい方の額を負担するものとして精算する。

- ただし、再度の費用負担割合の案への同意の意思確認に際し、当該事業を辞退する旨を申し出た応募事業者は、「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」のみとする。

#### <まとめ>

- 工事費負担金の10%に相当する額の範囲内で工事を進めるのではなく、当面は受領済の工事費負担金の範囲で工事を進める。
- 辞退事業者の負担額は工事費負担金の10%※とする。

※ 工事着手前に支払われたもの

#### <今後のスケジュール>

- 費用負担割合について、国で整理される費用負担の在り方との整合を図りつつ引き続き検討していく。

**【参考】広域系統整備計画の変更までに生じた実費**

12

- 着手後2年間の例外措置により辞退を申し出た応募事業者(以下、「第一辞退者」という。)の「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」は、当該広域系統整備計画の変更までに生じた以下の合計額とする。
  - (i) 第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事に係る実費(原状回復費用を含む。)
  - (ii) 後続辞退者(再度の費用負担割合の案への同意の意思確認に際し、当該事業を辞退する旨を申し出た者を言う。以下同じ。)の解約に伴い不要となった実施済み工事(第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事は除く。)に係る実費(原状回復費用を含む。)のうち、第一辞退者が負担すべき費用(第一辞退者と後続辞退者の希望していた電力取引量に基づき按分)
  - (iii) 実施済み工事((i)及び(ii)を除く。)のうち第一辞退者の費用負担割合で負担すべきとされた実費
- 後続辞退者の「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」は、当該広域系統整備計画の変更までに生じた以下の合計額とする。
  - (i) 後続辞退者の解約に伴い不要となった実施済み工事(第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事は除く。)に係る実費(原状回復費用を含む。)のうち、後続辞退者が負担すべき費用(第一辞退者と後続辞退者の希望していた電力取引量に基づき按分)
  - (ii) 実施済み工事((i)を除く。)のうち後続辞退者の費用負担割合で負担すべきとされた実費

5-2. 費用負担割合の見直しの方向性について

37

- STEP1 (対策規模の検討) の結果、工事規模が変わらない前提で考えると、下図のA以外の受益 (出力抑制回避や停電回避の効果) や考え方は前回の計画策定時から基本的に変わらない。
- また、これらの費用負担については、前回計画策定時に各事業者からの合意を得ており、その根拠となった考え方 (費用負担ガイドライン) も、計画策定時点から変わっていない。
- このため、下図A以外の費用負担については、見直す必要がないのではないかと。
- また、下図Aの内訳 (応募電源が特定負担する費用とそれ以外) については、容量按分という考え方を既に採用しているため、増強規模に変更がない限り、その考え方を変更する理由は見当たらない。
- 以上から、既に合意済みの費用負担 (各特定負担分含む) については、その考え方に変更がないため見直さないこととし、間接オークション利用分 (下図赤枠部分) については、国で整理される費用負担の在り方と整合を図りつつ見直すこととしてはどうか。

<費用負担割合の見直し範囲イメージ>

単位：億円

	A		B	C	設備更新他	供給信頼度向上	区間2
従来	空容量 68億円	応募電源の利用 380億円	出力抑制の回避 87億円	停電の回避 18億円	51億円	74億円	広範囲の裨益 (地内基幹系統) 851億円
今回	A		B	C	設備更新他	供給信頼度向上	区間2
	間接オークション利用分 354億円	※1 応募電源の利用 62億円	出力抑制の回避 87億円	停電の回避 18億円	51億円	74億円	広範囲の裨益 (地内基幹系統) 851億円

国で整理される費用負担の在り方と整合を図りつつ見直し

考え方に変更がないため見直さないこととしてはどうか

※1 辞退者の負担充当分 (32億円、工事費負担金の10%相当額※2)

※2 現時点の辞退者の負担。最終的な辞退者の負担は、広域系統整備計画の変更までに生じた実費と比べ、いずれか大きい額となる。